

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月1日
【事業年度】	第107期（自 19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	昭和ゴム株式会社
【英訳名】	Showa Rubber Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重田 衛
【本店の所在の場所】	千葉県柏市十余二348番地
【電話番号】	04-7131-0181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐藤 一石
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市十余二348番地
【電話番号】	04-7131-0181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 佐藤 一石
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第107期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第1部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 コーポレート・ガバナンスの状況

（訂正前）

(1)～(3)省略

(4)監査報酬の内容

監査法人に支払った公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は18,450千円であります。なお、上記以外の業務に基づく報酬はありません。なお、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免することができる旨、また、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、平成19年6月26日開催の株主総会の決議により、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨を、また、平成20年6月29日開催の株主総会の決議により、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨を定款に定めております。

(5)～(9)省略

(10)、(11)記載なし

（訂正後）

(1)～(3)省略

(4)監査報酬の内容

監査法人に支払った公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は18,450千円であります。なお、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(5)～(9)省略

(10)取締役の責任免除

取締役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役（取締役であった者を含む）が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することが出来る旨定款で定めております。

(11)監査役の責任免除

監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、当該監査役（監査役であった者を含む）が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することが出来る旨定款で定めております。